

再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備)にかかる

固定資産税の課税・軽減措置のご案内

町民課 資産税係

1. 固定資産税(償却資産)の課税

太陽光パネルを設置し、売電する場合は、**太陽光パネルなどの設備は固定資産税(償却資産)の申告対象となります。**

(課税区分は下の表「設置者および発電規模別の課税区分一覧表」をご確認ください)

※償却資産とは、個人・法人が、事業のために用いることができる機械装置、運搬具、器具備品などの事業用資産をいいます。償却資産は、毎年1月末までに申告が必要です。

太陽光発電設備に関して、固定資産税における『償却資産』に該当する設備には、以下のものがあります。

- ・ 太陽光パネル
- ・ 送電設備
- ・ パワーコンディショナー
- ・ 表示ユニット
- ・ 電力量計
- ・ 架台(レール)
- ・ 接続箱
- ・ など



《設置者および発電規模別の課税区分一覧表》

設置者	10キロワット以上の 太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10キロワット未満の 太陽光発電設備 (余剰売電)
個人	家屋の屋根や空き地などに、経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置し、発電量の全量又は余剰を売電する場合は、事業用資産となり、発電設備は償却資産として課税の対象となります。	売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外となります。
個人 (事業用)	個人であっても、事業のために用いる資産は、発電出力量や、全量売電・余剰売電にかかわらず、償却資産として課税の対象となります。	
法人	事業のために用いる資産になりますので、発電出力量や、全量売電・余剰売電にかかわらず、償却資産として課税の対象となります。	

2. 固定資産税(償却資産)の特例

次ページの表の条件を満たす場合、3年度の課税標準額が、価格の3分の2に軽減されます。

平成28年度の税制改正により、平成24年5月29日から平成28年3月31日までの期間に取得した発電設備と、それ以降の平成28年4月1日から平成30年3月31日までの期間に新たに取得した発電設備では、適用条件が異なります。

したがって、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の認定を受け、平成28年度以降に取得した発電設備は、特例の対象外となります。

○適用期間

新たに固定資産税(償却資産)が課せられることとなった年度から3年度分

- 軽減措置の根拠となる法令
- ・ 地方税法附則第15条第33項
 - ・ 地方税法施行規則附則第6条第60項

